

媒介契約書の委任事項に基づき 固定資産評価証明書等の交付申請をされる方へ

納税者の個人情報保護の観点から、なりすましなどによる不正な証明書等の交付申請を防止するため、下記の取扱いを徹底させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

媒介契約書について

- ☑媒介契約書は**原本**をご提示ください。(コピーをとらせていただきます)
- ☑媒介契約書に証明書の取得及び課税台帳の閲覧に関する委任事項が明記されていない場合は、発行及び閲覧はできません。(別途委任状を提出してください)
- ☑媒介契約書の有効期限内のものに限り受付できます。
- ☑媒介契約を締結した依頼者の住所・氏名が、本市にて登録された住所・氏名と異なる場合は、住所移転の経過や氏名変更が確認できる書類(住民票・戸籍謄本等)の提示が必要です。
- ☑所有者が亡くなり、媒介契約を締結した依頼者が相続人である場合は、所有者の死亡日と相続人であることがわかる書類(戸籍(除籍)謄本等)の原本の提示が必要です。
ただし、すでに本市において相続人として登録されている場合は不要です。

法人からの申請について

- ☑証明交付・閲覧申請書「①窓口に来られた方」欄には、法人の住所・名称・代表者名に加え、窓口に来られた方の氏名をご記入ください。
- ☑申請法人の**代表者**が窓口に来られた場合は、代表者であることを証明するもの(登記事項証明書のコピーなど)、本人確認書類(運転免許証、パスポート等)をあわせてご提示ください
- ☑申請法人の**従業員**が窓口に来られた場合は、従業員であることを証明するもの(従業員証・法人名の入った健康保険証など。**名刺は不可**)、本人確認書類(運転免許証、パスポート等)をあわせてご提示ください。